

オープンカウンター方式による見積合せの公示

次のとおり、オープンカウンター方式による見積合せを実施します。

令和 7 年 12 月 4 日

独立行政法人都市再生機構 東日本賃貸住宅本部
本部長 井添 清治

1 調達内容

- (1) 調達件名 低濃度 P C B 廃棄物収集運搬及び処理業務 (R 7 北海道地区)
- (2) 調達内容詳細 仕様書による。
- (3) 履行期間 仕様書による。
- (4) 履行又は納入場所 仕様書による。
- (5) 見積方法

見積金額は、総価を記載すること。

契約の相手方の決定に当たっては、見積書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって決定価格とするので、見積書を提出する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を見積書に記載すること。

なお、見積書は本公示に記載の書式を使用すること。

2 参加資格

- (1) 独立行政法人都市再生機構会計実施細則（平成 16 年独立行政法人都市再生機構第 95 号）第 331 条及び第 332 条の規定に該当する者でないこと。
<https://www.ur-net.go.jp/order/lrmhph00000000h1-att/lrmhph00000000hz.pdf>
- (2) 当機構東日本地区における令和 7・8 年度物品購入等の契約に係る競争参加資格審査において、「役務提供」に係る競争参加資格の認定を受けていること。
※「全省庁統一資格」は機構の競争参加資格とは関係ないため注意すること。
- (3) 公示日から見積合せ日までの期間に、機構から本件の履行場所を含む区域を措置対象区域とする指名停止を受けていないこと。
- (4) 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者若しくはこれに準ずる者でないこと。
<https://www.ur-net.go.jp/order/lrmhph00000000db-att/bouryokudantouteigi240117.pdf>

- (5) 本公示、仕様書及びオープンカウンター方式による見積合せ説明書等を承諾していること。

オープンカウンター方式により見積合せ説明書については、当機構ホームページを参照のこと。

<https://www.ur-net.go.jp/order/lrmhph0000014kuf-att/lrmhph0000014kwu.pdf>

3 見積手続等に関する問合せ先及び提出方法等

- (1) 見積手続等に関する問合せ先

〒163-1382 東京都新宿区西新宿 6 丁目 5 番 1 号 新宿アイランドタワー 19 階
独立行政法人都市再生機構 東日本賃貸住宅本部総務部経理課
電話 03-5323-5705

※土日祝日を除く午前10時00分～17時まで（12時～13時を除く）

（2）見積書の提出期限及び提出方法

① 提出期限 令和7年12月10日（水）16時

② 提出方法

（見積書への押印を省略する場合）

同日同時刻必着の電子メールにて提出し、上記（1）へ提出した旨の電話
(※時間は上記) をすること。提出先メールアドレスは以下の通り。

X91306@ur-net.go.jp

※押印を省略する場合は電子メールの利用が望ましいが、難しい場合は持
参又は郵送での提出も可とする。その場合、封筒に「(押印省略)」と朱書
きすること。（封筒記載例を参照）

（見積書に押印をする場合）

持参又は同日同時刻必着の書留郵便による郵送とする。なお、郵送による
場合は二重封筒とし、封筒の表に「オープンカウンター見積書在中」と朱
書きすること。提出場所は上記（1）と同じ。

（3）見積合せの日時

見積書の提出期限後、遅滞なく実施する。なお、見積参加者の立会は求めな
い。

4 その他

（1）契約保証金 免除

（2）契約書作成の要否 要 別添「請負契約書」のとおり

（3）見積りの無効

本公示に示した競争参加資格のない者のした見積り及び見積りに関する条件に
違反した見積りは無効とする。

（4）契約の相手方の決定方法

独立行政法人都市再生機構会計規程第52条の規定に基づいて作成された予定
価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な見積りを行った者を契約の相手方
とする。

（5）競争参加資格の認定を受けていない者の参加

上記2（2）に掲げる競争参加資格の認定を受けていない者も、上記3（2）により
見積書を提出することができるが、競争に参加するためには、見積書の提出と同
時に当該資格審査に係る申請書を東日本賃貸住宅本部経理課（連絡先は3（1）に
記載）に提出し、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けな
ければならない。

（6）仕様書の内容に係る質問等の受付先

独立行政法人都市再生機構 東日本賃貸住宅本部住宅経営部電気保全課

電話 03-5323-4209

※土日祝日を除く午前10時00分～17時まで（12時～13時を除く）

以上

見 積 書

金 円也 (税抜: 総額)

ただし、低濃度 P C B 廃棄物収集運搬及び処理業務 (R 7 北海道地区)

オープンカウンター方式による見積合せ説明書を承諾の上、見積りします。

年 月 日

登録番号							
------	--	--	--	--	--	--	--

住 所

会社名

代表者

印 ※1

独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部

本部長 井添 清治 殿

※1 本件責任者 (会社名・部署名・氏名) :

担当者 (会社名・部署名・氏名) :

※2 連絡先 (電話番号) 1 :

連絡先 (電話番号) 2 :

※1 本件責任者及び担当者の記載がある場合は、押印は不要です。

押印する場合は、本件責任者及び担当者の記載は不要です。

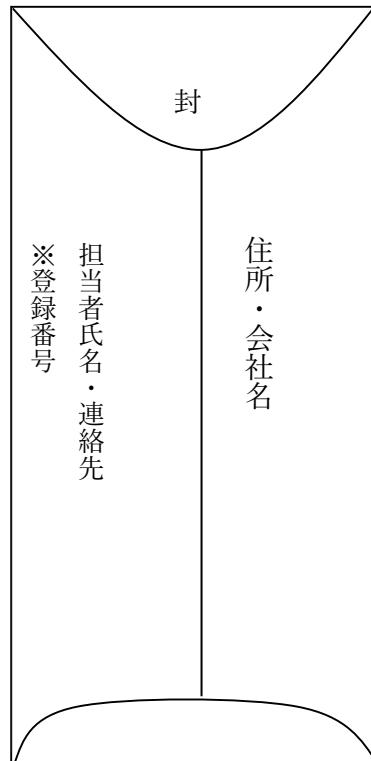
※2 連絡先は、事業所等の「代表番号」「代表番号+内線」「直通番号」等を記載。

個人事業主などで、複数回線の電話番号がない場合は、1回線の記載も可。

表

独立行政法人都市再生機構	
東日本賃貸住宅本部	
本部長	井添 清治 殿
(件名「低濃度P C B廃棄物収集運搬及び処理業務 (R7北海道地区)」見積書)	
※ (押印省略)	

裏



※ 機構ホームページで公表されている「有資格者名簿（東日本地区）物品購入等」に記載されている登録番号を記載すること。

なお、競争参加資格を申請中の者にあっては、「競争参加資格申請中」と記載すること。

提出された見積書については、開封の前後を問わず、引換え、変更又は取消しをすることができないので注意すること。

※ 押印を省略する場合は、封筒に「(押印省略)」と記載すること。

請負契約書

- 1 契約の名称 低濃度P C B廃棄物収集運搬及び処理業務 (R 7 北海道地区)
- 2 仕様 別添仕様書のとおり。
- 3 履行期間 令和7年 月 日から
令和8年3月27日まで
- 4 契約金額 金 円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税額 金 円)
- 5 支払条件 完成払

上記の業務について、発注者と受注者は、次の条項によってこの契約を締結する。

この契約締結の証として、本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する(ただし、電磁的記録については、本契約の成立を証するため、本書の電磁的記録を作成し、発注者及び受注者が契約内容の合意後電子署名を施し、各自その電子署名が施された電磁的記録を保管するものとする。)。

令和7年 月 日

発注者 住 所 東京都新宿区西新宿六丁目5番1号
独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部
氏 名 本部長 井添 清治 印

受注者 住 所
氏 名 印

(総則)

第1条 発注者及び受注者は、頭書の業務(以下「業務」という。)に関し、この契約書に定めるもののほか、仕様書(別添の仕様書及び入札説明書等に係る質問回答書をいう。以下同じ。)に従い、日本国の法令を遵守し、この契約を履行しなければならない。

2 受注者は、頭書の契約金額をもって、業務を頭書の履行期間内に完了し、成果物があるときは発注者に引き渡すものとし、発注者は、その代金として頭書の契約金額を支払うものとする(以下、契約金額、履行期間及び契約金額については、「頭書の」を省略する。)。

(法令等の遵守)

第2条 発注者及び受注者は、前条の規定に基づき受注者が実施する業務の遂行にあたっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、ポリ塩化ビフェ

ニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法その他関係法令等(以下「法令等」という。)を遵守するものとする。

(委託する産業廃棄物の種類、数量及び単価)

第3条 発注者が受注者に業務を委託する産業廃棄物の種類、数量は、仕様書に記載のとおりとする。

(受注者の事業範囲)

第4条 受注者又は受注者が委託する事業者の収集運搬に関する事業範囲は、以下のとおりであり、受注者はこの事業範囲を証するものとして、特別管理産業廃棄物収集運搬業に係る許可証又は認定証の写しを発注者に提出し、この契約書に添付する。

・収集運搬に関する事業範囲

事業者の名称 : ●●●
認定省庁 : 北海道
事業範囲 : ※許可証記載のとおり
許可の条件 : ※許可証記載のとおり
許可番号 : ●●●

・積替保管場所 ※無い場合は削除

場所 : ●●●

保管できる産業廃棄物の種類 : ※許可証記載のとおり

保管上限量 : ※許可証記載のとおり

2 受注者は、発注者から委託された産業廃棄物を以下に示す環境大臣の無害化処理の認定を受けた施設で適正に処分する。受注者は、この施設の事業範囲を証するものとして、認定証の写しを発注者に提出し、この契約書に添付する。

認定の種類 : 低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の無害化処理に係る環境大臣認定
無害化処理の用に供する施設の種類 : 認定証のとおり
無害化処理の用に供する施設において処理する産業廃棄物の種類 : 認定証のとおり
認定番号 : 平成●●●年第号

3 受注者は、前二項の規定に基づき提出した許可書又は認定証(以下「許可書等」という。)の記載事項に変更又は更新があったときは、速やかに、その旨を発注者に通知するとともに、当該変更又は更新後の許可証等の写しを発注者に提出し、この契約書に添付する。

(処分の場所、方法及び処理能力)

第5条 受注者は、発注者から委託された産業廃棄物を以下のとおり処分する。

事業場の名称 : ●●●
 所在地 : ●●●
 处分の方法 : 焼却
 施設の処理能力 : 認定証記載のとおり

(最終処分の場所、方法及び処理能力)

第6条 発注者から受注者に委託された産業廃棄物の最終処分（予定）は、以下のとおりとする。

最終処分先の番号	事業場の名称	所在地	処分方法	施設の処理能力
第●●●号	(株)●●●	●●●	管理型最終処分	埋立面積 : ●●● m ² 埋立容積 : ●●● m ³
第●●●号	(株)●●●	●●●	管理型最終処分	埋立面積 : ●●● m ² 埋立容量 : ●●● m ³
第●●●号	●●●(株)	●●●	管理型最終処分	埋立面積 : ●●● m ² 埋立容積 : ●●● m ³
第●●●号	(株)●●●	●●●	管理型最終処分	埋立面積 : ●●● m ² 埋立容量 : ●●● m ³

(保管)

第7条 受注者は、発注者から委託された産業廃棄物の保管を行う場合は、法令等に基づき、かつ、この契約の履行期間内に確実に処分できる範囲で行う。

(マニフェストの交付)

第8条 発注者は、産業廃棄物搬出の都度、当該産業廃棄物に係る産業廃棄物管理票（以下「マニフェスト」という。）に必要事項を記入し受注者に交付する。

(適正処理に必要な情報の提供)

第9条 発注者は、産業廃棄物の適正な処理のために必要な次の各号に掲げる情報を、あらかじめ書面をもって受注者に提供するほか、適宜又は受注者の要求に応じ処分を委託する産業廃棄物の適正処理に必要な情報を受注者に提供しなければならない。

- 一 産業廃棄物の発生工程
- 二 産業廃棄物の性状及び荷姿
- 三 産業廃棄物のPCB濃度
- 四 腐敗、揮発等性状の変化に関する事項
- 五 混合等により生ずる支障
- 六 日本工業規格C0950号に規定する含有マークが付された廃製品の場合には、含有マーク表示に関する事項
- 七 委託する産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合はその旨
- 八 委託する産業廃棄物に水銀使用製品産業廃棄物が含まれる場合はその旨
- 九 その他取扱いの注意事項

2 発注者は、履行期間中、適正な処理及び事故防止並びに処理費用等の観点から、委託する産業廃棄物の性状等の変化があった場合は、受注者に対し速やかに書面をもってその変更の内容及び程度の情報を通知する。

ただし、発注者及び受注者は、産業廃棄物の性状又は腐食等の変化について、受注者の業務に支障を生ずるおそれがないと認められる場合には、通知を要しない変動幅を定めることができる。

3 受注者は、発注者が委託する産業廃棄物の性状の変化変動幅が、受注者の業務に重大な支障を生じ、又は生ずるおそれのある場合には、当該産業廃棄物の引き取りを拒否することができる。この場合において、発注者は委託費用の支払い義務を免れず、他に損害が生じたときは、その賠償の責にも任ずるものとする。

4 発注者は、委託する産業廃棄物について、漏洩、飛散等のおそれがないよう、あらかじめ委託する産業廃棄物の性状が書面の情報のとおりであることの確認及び当該産業廃棄物の容器の点検を十分に行つた上で、これを受注者に委託する。この場合において、発注者は、当該容器に当該書面の情報を表示する（環境省の「廃棄物情報の提供に関するガイドライン」（平成25年6月）の「容器貼付用ラベル」参照）。

5 発注者は、マニフェストの記載事項は正確に漏れなく記載することとし、当該マニフェストの記載事項に虚偽又は記載漏れがある場合は、受注者は当該産業廃棄物の引き取りを一時停止した上で、当該マニフェストの記載修正を発注者に求める。この場合において、受注者は、当該修正内容を確認したときは、当該産業廃棄物を引き取ることとする。

6 発注者は、委託する産業廃棄物について事前に公的検査機関又は環境計量証明事業所において「絶縁油中の微量PCBに関する簡易測定法マニュアル（第3版）」又は「低濃度PCB含有廃棄物に関する測定方法（第5版）」による試験を行い、分析証明書を受注者に提示する。

（指示者）

第10条 発注者は、業務の履行について、打ち合せ、指示などを行う指示者を定め、これを受注者に通知するものとする。

（権利義務の譲渡等）

第11条 受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

（一括再委託等の禁止）

第12条 受注者は、この契約の全部又は主体的部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 受注者は、この契約の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。これらを変更しようとするときも同様とする。ただし、発注者が仕様書において指定

した軽微な部分を委任し、又は請け負わせようとするときは、この限りでない。

(特許権等の使用)

第13条 受注者は、この契約の履行に当たり、第三者の有する特許権、実用新案権又は意匠権に係る特許発明実用新案又は意匠を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負うものとする。

(仕様書等の変更)

第14条 発注者は、必要があると認めるときは、仕様書又は業務に関する指示（以下この条において「仕様書等」という。）の変更内容を受注者に通知して、仕様書等を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、履行期間又は契約金額を変更することができ、それにより受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

2 前項の場合において、発注者が負担する費用の額は、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

(業務の中止)

第15条 発注者は、必要があると認めるときは、業務の中止内容を受注者に通知して、業務の全部又は一部を一時中止することができる。

2 発注者は、前項の場合において、必要があると認められるときは、履行期間若しくは契約金額を変更し、又は受注者が業務の履行の一時中止に伴う増加費用を必要としたとき若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。ただし、その費用の額は、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

(受注者の請求による履行期間の延長)

第16条 受注者は、仕様書に指定された履行期間に業務を完了することができないときは、その理由を明示した書面により履行期間の延長を請求することができる。ただし、その延長日数は、発注者と受注者が協議して定めるものとし、受注者は、自己の責めに帰すべき理由により納期を延長したときは、その部分の契約金額相当額に対し、延長日数に応じ年（365日当たり）3パーセントの割合で計算した額の履行遅滞金を発注者に対し支払うものとする。

(損害の負担)

第17条 業務の履行に関して生じた損害（第三者に及ぼした損害を含む。）は、受注者の負担とする。ただし、その損害が発注者の責めに帰すべき理由によるものである場合には、発注者が負担するものとする。

(検査及び引渡し)

第18条 受注者は、業務が完了したときは、遅滞なく、その旨を業務完了報告書及びマニュフェストにより発注者に報告し、発注者の確認を得る。

2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、その日から起算して10日以内に業務の完了を確認するための検査を行わなければならない。

- 3 前項の検査を受けるため通常必要な経費は、特別な定めのある場合を除き、すべて受注者の負担とする。
- 4 発注者は、第2項の検査の合格の日をもって、業務が完了したものとし、成果物があるときは、その所有権は、引渡しを完了したときに発注者に移転するものとする。
- 5 受注者は、業務が第2項の検査に合格しないときは、発注者の指定する日までに業務をやり直して発注者の検査を受けなければならぬ。この場合、検査及び引渡しについては、前各項の規定を準用する。

(契約金額の支払い)

第19条 受注者は、前条の検査に合格したときは、契約金額の支払いを発注者に対し請求することができる。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、その日から起算して30日以内に、契約金額を受注者に支払うものとする。
- 3 発注者がその責めに帰すべき理由により前条第2項又は同条第5項の検査を行わないときは、その期間を満了した日の翌日から当該検査を行った日までの日数は、前項の期間（以下「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

(契約不適合責任)

第20条 発注者は、引き渡された成果物が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対し、成果物の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、契約不適合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は履行の追完を請求することができない。

- 2 前項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。
 - 一 履行の追完が不能であるとき。
 - 二 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - 三 成果物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
 - 四 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(発注者の任意解除権)

第21条 発注者は、業務が完了するまでの間は、次条又は第15条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

（発注者の催告による解除権）

第22条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。

- 一 第2条の承諾を得ず又は虚偽の申請により承諾を得てこの契約を第三者に承継させたとき。
- 二 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。
- 三 履行期間内に又は履行期間経過後相当の期間内に業務を完了する見込みが明らかないと認められるとき。
- 四 正当な理由なく、第12条第1項の履行の追完がなされないとき。
- 五 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

（発注者の催告によらない解除権）

第23条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- 一 第2条の規定に違反して債権を譲渡したとき。
- 二 引き渡した成果物に契約不適合がある場合において、その不適合により契約の目的を達成することができないとき。
- 三 受注者がこの契約の債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- 四 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- 五 契約の成果物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- 六 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- 七 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に債権を譲渡したとき。
- 八 第17条又は第18条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

九 受注者が次のいずれかに該当するとき。

- イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時業務の契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団又は暴力団員であると認められるとき。ロ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。
 - ハ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- 二 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
- ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - ヘ 再委託契約その他の契約にあたり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

十 第20条の2第1項各号の規定のいずれかに該当したとき。

（発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第24条 第14条又は前条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

（受注者の催告による解除権）

第25条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（受注者の催告によらない解除権）

第26条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- 一 第5条の規定により、業務内容を変更したため契約金額が3分の2以上減少したとき。
- 二 第6条の規定による業務の履行の中止期間が履行期間の2分の1を超えたとき。

(受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第27条 第17条又は前条各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(発注者の損害賠償請求等)

第28条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができるものとする。

- 一 履行期間内に業務を完了することができないとき。
- 二 成果物に契約不適合があるとき。
- 三 第14条又は第15条の規定により業務の完了後にこの契約が解除されたとき。
- 四 前3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、契約金額（この契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額をいう。次条において同じ。）の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
 - 一 第14条又は第15条の規定により、業務の完了前にこの契約が解除されたとき。
 - 二 受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。
- 3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
 - 一 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
 - 二 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
 - 三 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
- 4 第1項第1号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、契約金額につき、遅延日数に応じ、年（365日当たり）3パーセントの割合で計算した額を請求することができるものとする。

(談合等不正行為があった場合の違約金等)

第28条の2 受注者が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定期間に内に支払わなければならない。

- 一 この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法

第8条第1項第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。

二 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

三 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

四 この契約に関し、受注者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2 受注者が前項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

（受注者の損害賠償請求等）

第29条 発注者の責めに帰すべき理由により第10条第2項の規定による契約代金の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年（365日当たり）2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

（契約不適合責任期間等）

第30条 発注者は、引き渡された成果物に関し、第9条第4項の規定による引渡し（以下この条において単に「引渡し」という。）を受けた日から1年以内に契約不適合である旨を受注者に通知しなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。

- 2 前項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。
- 3 第1項において受注者が負うべき責任は、第9条第2項の規定による検査に合格したことをもって免れるものではない。
- 4 発注者が第1項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第7項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。
- 5 発注者は、第1項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に關し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等をすることができる。
- 6 前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に關する受注者の責任については、民法の定めるところによる。
- 7 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。
- 8 発注者は、成果物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に關する請求等をすることができない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。
- 9 引き渡された成果物の契約不適合が設計図書の記載内容、発注者の指示又は貸与品等の性状により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、請求等をすることができない。ただし、受注者がその記載内容、指示又は貸与品等が不適当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

（賠償金等の徴収）

第31条 受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金、違約金その他の金銭債務を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から契約金額支払いの日まで年（365日当たり）3パーセントの割合で計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき契約金額とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

2 前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき年（365日当たり）3パーセントの割合で計算した額の延滞金を徴収する。

（秘密の保持）

第32条 受注者は、この契約の履行に当たり知り得た秘密を第三者に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。

（適用法令）

第33条 この契約は日本法に準拠し、これに従い解釈されるものとする。こ

の契約により、又はこの契約に関連して発生した債権債務については、この契約に定めるもの以外は、民法の規定を適用するものとする。

(管轄裁判所)

第34条 この契約及びこの契約に関連して発注者と受注者との間において締結された契約、覚書等に関して、発注者と受注者との間に紛争を生じたときは、頭書の発注者の住所を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(契約外の事項)

第35条 この契約に定めがない事項又は疑義を生じた事項については、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

仕様書

1. 業務名称 低濃度 P C B 廃棄物収集運搬及び処理業務 (R 7 北海道地区)

2. 保管事業者

保管事業者 独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部
所 在 地 東京都新宿区西新宿六丁目5番1号

3. 保管事業場及び搬出場所

保管事業場 独立行政法人都市再生機構 平岸市街地住宅1号棟
所 在 地 札幌市豊平区平岸6条10丁目1-58 「別紙1」による

4. 履行期間

契約締結日の翌日から令和8年3月27日まで

5. 業務対象数量等

「別紙2」による

6. 業務内容

独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部（以下「機構」という。）が平岸市街地住宅（別紙1）に保管する微量ポリ塩化ビフェニル汚染廃電気機器等（以下「微量P C B汚染物」という。）（別紙2）の収集運搬及び処分を実施する。

当該業務の履行にあたっては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」その他関係法令、及び「低濃度P C B廃棄物収集・運搬ガイドライン」、並びに「低濃度P C B廃棄物の処理に関するガイドライン－焼却処理編－」を遵守するものとする。

7. 処理施設

別紙2の微量P C B汚染物については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の4の4の第1項に基づき、環境大臣の認定を受けた施設、又は同法第15条に基づき都道府県知事等の許可を受けた施設において処分を実施すること。

8. 業務実施等

(1) 収集運搬の実施

業務の実施にあたり、収集運搬スケジュール、搬入計画を機構と調整の上、搬出（収集運搬）及び搬入実施日、時間を決定するものとする。

(2) 業務の実施時間

収集運搬及び搬入の実施日、時間については、発注者の通常勤務日における就業時間内に行うものとする。ただし、担当職員が別に指示する場合については、この限りでない。

(3) 機構からの提出書類

「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管及び処分状況等届出書（保管事業者用）の写し（管轄自治体受付印付）」及び「P C B分析報告書（濃度計量証明書）の写し」は、機構から提供するものとする。

(4) 安全管理責任者及び運行管理責任者の選任

業務の実施にあたり、P C B廃棄物の収集運搬作業従事者講習会を修了した安全管理責任者を選任すること。また、運搬にあたっては、運行管理責任者を選任し、積み込み、運搬、積み下ろしまで管理させるとともに、運搬中の運搬容器の状態を停車のたびに確認させること。なお、安全管理責任者及び運行管理責任者の選任にあたっては、機構の担当職員（以下、担当職員という。）に書面を以って報告すること。また、これらに変更が生じた場合は、速やかに担当職員に報告するものとする。

(5) 運搬計画書の提出

業務の実施にあたり、収集運搬に係る運搬容器、運搬経路、予定日時及び緊急時その他の対応を記載した運搬計画書及び緊急時対応マニュアルを提出すること。

(6) 服装等

- イ 業務担当者は、業務に適した服装及び履物で業務を実施するものとする。
- ロ 業務担当者は、身分証明書を携帯し、関係者から請求があった場合はそれを提示するものとする。

(7) 駐車場の利用

駐車場の利用及び駐車方法については、担当職員の指示による。

(8) 養生等

機構施設構内での作業にあたっては、必要な養生を行い、他の部分への汚損、毀損等をおこさぬように配慮すること。

(9) 原状復旧

機構施設構内において汚損、毀損等を生じた場合は、受注者の負担で速やかに原状に復旧すること。

(10) 運搬車の乗入れ

平岸市街地住宅1号棟の運搬車の乗入れは、「別紙1」のルートで通行可能な車両に限る。

(11) 構内運搬用具

搬出場所には、パレット、フォークリフト等の構内運搬用具はない。構内へのフォークリフト等の乗入れについては可とする。（保管事業場建物内は不可）なお、搬出に係る作業方法については機構と協議すること。

(12) 敷地内の運行

保管事業場敷地（機構敷地）内を運行する車両等の運転手に対しては、不測の事態に対処できるよう徐行運転を徹底させること。走行速度10km/h以下の運転を行うなど、十分な注意を払うよう指導すること。また、資材等の積み下ろし時の発進・後退に際しては、人身事故

等が発生しないよう万全の注意を払うこと。

(13) 運搬車両の表示等

廃棄物の収集運搬時には運搬車両に「特別管理産業廃棄物収集運搬車」、「微量P C B」及び収集運搬業許可情報の表示を行うとともに、運搬容器にも危険物の品名及び危険等級、化学名、危険物の数量、「火気厳禁」、「微量P C B」の表示を行うこと。また、業務担当者は応急措置設備・器具、緊急時対応マニュアル、産業廃棄物管理票（以下「マニフェスト」という。）、特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証又は認定証の写しを携行すること。

(14) 産業廃棄物管理票（マニフェスト）

受注者は、廃棄物の搬出に伴いマニフェストに名称及び運搬担当者の氏名を記名、押印し、A票を機構に返付後、廃棄物の運搬、搬入に併せ処理事業者に回付、受取確認印を受けマニフェストB 1票を保管するとともに、運搬終了後10日以内にB 2票を機構に返付すること。

また、廃棄物の処理完了後においては、マニフェストに処理完了日等必要事項を明記の上、関係法令にて定められた送付期限内にD票を機構に送付すること。なお、マニフェスト記入用紙に係る費用は受注者の負担とする。

(15) 工具等

本業務に必要な工具及び計測機器等の機材、構内運搬用具、運搬車両、運搬容器、車両運行状況発信装置、応急措置設備・器具等に係る費用は、受注者の負担とする。

(16) 届出等

受注者は、業務の実施にあたり、自治体等へ必要な届出がある場合には速やかに届け出ること。なお、届出に要する費用は受注者の負担とする。

(17) 申請書類の提出

受注者は、6. 業務内容により作成した書類について、機構の担当職員（以下、担当職員という。）の確認を受けること。また、全ての作成書類について、業務完了後に写しを提出すること。

(18) 受注者は、廃棄物の積込み、積下ろしを行う際の担当職員の立会いに協力すること。

9. 支払条件

完了払いとする。

10. 協議

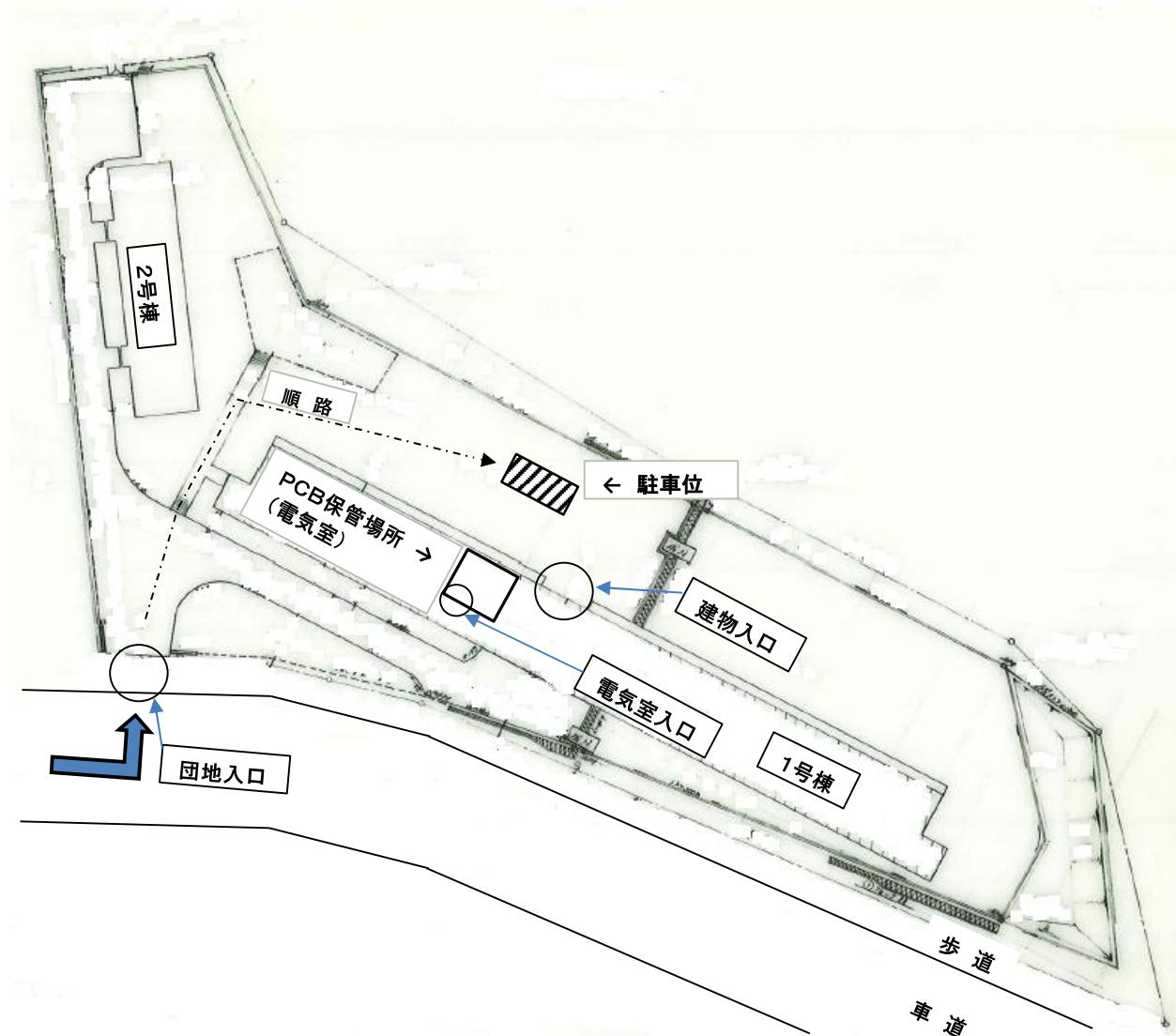
この仕様書について疑義が生じた事項又はこの仕様書に定めのない事項については、発注者と受注者で協議するものとする。

保管事業場概要図(平岸市街地住宅1号棟)

別紙1

経路図

住所: 北海道札幌市豊平区平岸6条10丁目1-58



低濃度PCBコンデンサ保管調査表

別紙2